

R6. 3. 15付け県教委再発防止策案（令和5年12月9日提供）に対するご遺族意見への対応

	ページ等			ご遺族意見	県教育委員会の考え方
○全体	1			息子の事件の的確な再発防止とする観点から、調査報告書で認定された事実・問題点と照合・確認の上、外部有識者の意見を踏まえた訂正・追加策定が必要である。	岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会の調査報告書で認定された事実や問題点、提言などを踏まえ、再発防止策案を作成し、外部有識者の意見を踏まえて修正を行ったところあります。
	2			誤解を防ぐため、体罰・不適切な指導・ハラスメント（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント）について、統一した定義を設定し、使用する用語を統一する必要がある。	資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」で規定している定義を基本としております。
	3			新たな法律・通達等に基づいた再発防止策の策定が必要である。なお、再発防止策の取り扱いを明確にするため、新たな法律・通達等との優先順位を明確にする必要がある。	法律の改正等や国からの通知があれば、それらを優先する必要があると考えており、策定した再発防止策と齟齬が生じる場合は、適宜内容を修正してまいります。
	4			生徒、保護者、県民が認識・理解できるようにするため、全資料の公表・周知が必要である。	策定した再発防止策については、県ホームページに公表するとともに、各種研修会等あらゆる機会を通じて、学校現場や生徒、保護者へ周知してまいります。また、教育動画についても、一般公開したいと考えております。
	5			R3. 11. 18付け「第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方及び学校、県教育委員会の対応上の問題点等」とR3. 11. 19に発出された「教職員課ホットライン（公立学校長あて文章）」の間に発生した、野球部監督の指導をかばうかのような情報操作（組織としての保身）に対する再発防止策の策定が必要である。	県教委から発信する情報について、誤解を招くことがないよう留意・徹底することとし、資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」P 1 4「2（1）事案発生直後からの関わり」5つ目の「・」（P 1 5）に、「・県教委から発信する情報は、事実に基づいて、正確かつ迅速に行う。」と記載するとともに、次の「・」の冒頭に「特に」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	6			再発防止策の評価・検証をいただく外部有識者の推薦依頼先を遺族に無断で変更したことに対する再発防止策の策定が必要である。	ご遺族からの強い要望をいただき、不適切な指導に関する分野の専門家を加えることとした上で、推薦を依頼する団体については、公正性・中立性の観点を踏まえ、県教委の責任において、判断、決定したところです。その説明を行ったことで、ご理解をいただいたと判断したことについては反省すべき点と考えております。
○総括資料	1			①～⑦資料の訂正に応じた本資料の訂正・追加等が必要である。	ご遺族及び外部有識者からのご意見を踏まえた修正の概要として総括資料を作成いたします。
	1			生徒指導提要（R4. 12改訂）、こども基本法（R5. 4. 1施行）に基づき、「児童生徒の権利」についての記載が必要である。	P 1「I 基本的な考え方」の冒頭に「児童生徒の権利を侵害することになります」として、「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4. 12改訂）にも同様の趣旨が示されています。体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することになり、絶対に許されません。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	2			「児童生徒との面接」について記載が必要である。	P 9「＜対処法＞◎生徒指導体制の在り方を点検する」5つ目（P 1 0）に、「■ 学校の中でも、時間（授業中、昼食時、放課後等）や場所（教室、廊下、グラウンド等）によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあることを踏まえ、複数の教員で観察するなど客観的な観察を心がけるとともに、学校生活アンケート等で、悩み事やいじめに関する回答をした生徒がいた場合には、できる限り速やかに個別に面談し、その心情を把握することが必要です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。なお、環境づくりについては、4つ目の■にその内容を記載しております。
	3			「アンガーマネジメント」について記載が必要である。	P 8「＜対処法＞◎教職員の意識改革に努め、指導力を高める」4つ目に、「■ 教職員が、自分の中に生じた怒りをコントロールする方法を身につけるとともに、呼吸法や動作法などリラックスする方法を学ぶことも大切です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	4			事例集以外の項目で「管理職の責務」について記載が必要である。	「管理職の責務」については、P 9に管理職も含めたチェック体制等について記載しているところですが、ご意見を踏まえ、P 9「＜対処法＞◎生徒指導体制の在り方を点検する」に、2つ目に「■ 管理職は所属職員を監督する責務を有することから、本ハンドブックや「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」等を熟知した上で、校内の指導体制を構築するとともに、助言や相談しやすい体制や雰囲気づくりを行います。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。

		ページ等		ご遺族意見	県教育委員会の考え方
○体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック	5			事例集以外の項目で「部活動の構造的な問題」について記載が必要である。	P 9 「（２）不十分な教職員間の協力体制やチェック機能」２段落目「また、部活動については閉鎖的な面があり、」の後に「顧問１人が管理を一任されやすい構造的な問題を抱えています。そのような中で、」と追記するとともに、P 9 「＜対処法＞◎生徒指導体制の在り方を点検する」の最後（P 1 0）に「■ 特に部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問１人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識することが重要です。管理職は、校内の巡視や顧問以外の教職員相互の確認等によって、部活動の様子をしっかりと把握することにより、指導を第一顧問に任せきりにせず、複数による指導体制の構築や、相談できる体制や雰囲気づくりを行います。また、保護者に部活動を公開することや保護者会を定期的開催することで、外部の目を部活動の中にも入れることも大切です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	6	前文		教師の不適切な指導による児童生徒の自死を防ぐため、「二度とこのような事案が起きない」を「二度とこのような事案を起こさない」に訂正が必要である。	ご意見のとおり再発防止策を修正してまいります。また、前文について、教育長の言葉として文末に記載を追記するとともに、題を「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブックの活用」に当たって」から「はじめに」に修正してまいります。
	7	P1	I 1	児童生徒側に問題があることが前提ではない筈であるため、「児童生徒の身勝手な態度」の削除が必要である。	ご意見のとおり P 1 「の身勝手な態度」を削除するよう再発防止策を修正してまいります。
	8	P1	I 1	「体罰とともになくしていかなくてはなりません」を「不登校や自殺のきっかけになるため、体罰と同様に許されない行為である」に訂正が必要である。	ご意見のとおり P 1 「体罰とともになくしていかなくてはなりません」を「不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけ（※）になる可能性もあるため、体罰と同様に許されない行為です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。 （※）遺族からの更なるご意見を踏まえ、「不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけ」と記載
	9	P2	I 2	「体罰とは」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要である。	P 2 以降に記載している体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する説明のうち、「体罰とは」３つ目の「○」に、体罰に該当すると考えられる例として加えるよう再発防止策を修正してまいります。また、P 5 に岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会の調査報告書において、自死の原因とされた生徒に対する部活動顧問からの叱責や体罰について記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	10	P3	I 2	「不適切な指導・ハラスメントとは」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要である。	P 2 以降に記載している体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する説明のうち、P 4 「不適切な指導・ハラスメントとは」に、新たに「・児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。」、「・児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方的に押し付ける。」として例を追記してまいります。また、P 5 に岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会の調査報告書において、自死の原因とされた生徒に対する部活動顧問からの叱責や体罰について記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	11	P5	I 3	「部活動の構造的な問題」への対処を記載する必要がある。	P 9 「（２）不十分な教職員間の協力体制やチェック機能」２段落目「また、部活動については閉鎖的な面があり、」の後に「顧問１人が管理を一任されやすい構造的な問題を抱えています。そのような中で、」と追記するとともに、P 9 「＜対処法＞◎生徒指導体制の在り方を点検する」の最後（P 1 0）に「■ 特に部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問１人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識することが重要です。管理職は、校内の巡視や顧問以外の教職員相互の確認等によって、部活動の様子をしっかりと把握することにより、指導を第一顧問に任せきりにせず、複数による指導体制の構築や、相談できる体制や雰囲気づくりを行います。また、保護者に部活動を公開することや保護者会を定期的開催することで、外部の目を部活動の中にも入れることも大切です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	12	P10	II 1	息子の事件の的確な再発防止とする観点から、本事案を事例として加える必要がある。	P 1 3 以降の事例集において、新たに「体罰」、「不適切な指導」、「ハラスメント」に当たる事例として本事案の事例をそれぞれ追加するよう再発防止策を修正してまいります。
	13	P11	II 1	「特定の生徒に肉体的・精神的負荷を与える指導」は、全員に行うのであれば、不適切な指導をしても良いという誤解を生むため、訂正する必要がある。	P 1 4 「特定の生徒に肉体的・精神的負荷を与える指導」を「生徒に過度な肉体的・精神的負荷を与える指導」に修正し、本文を「主将のようにチームの中心となる選手に対して体罰を伴った厳しい指導をすることで、生徒も成長し、チームの結束力が高まるとこの顧問は考えています。体罰・不適切な指導・ハラスメントが役割や人数、特定の状況等で容認されることはありません。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。

		ページ等		ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	14	P13		「部活動の閉鎖性」を改善するため、外部からの監視が必要である。	P 1 1 「＜対処法＞◎保護者・地域との連携を図る」のうち、1 つ目の「■ 保護者・関係機関・・・体制を作る必要があります。」の後に「特に、閉鎖的な面がある部活動においては、練習計画や部活動の公開などにより保護者等との積極的な情報共有を図るとともに、学校として取り組もうとしている指導方針と各部活動における指導や活動の実態にずれがないことを確認する必要があります。」と記載するよう修正してまいります。 また、上記の修正に伴い、P 1 8 「複数による指導体制」の2 つ目「外部指導者を依頼したり、保護者対象の部活動参観日を開催することで」を「外部指導者を依頼したり、保護者に部活動を公開することで」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	15	P43	Ⅳ	No. 5 「指導の困難な児童生徒への対応」だけでなく、指導が容易な生徒も特定の教職員に任せるべきではないため、訂正が必要である。	P 4 8 「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート」（管理職用）No. 5 及びP 4 9 （教職員用）No. 6において、「指導の困難な」を削除するよう再発防止策を修正してまいります。
	16	P44	Ⅳ	「チェックシート（教職員用）」は、管理職がチェックする仕組みが必要である。	P 4 8 「Ⅳ 資料」チェックシートの説明文に、「また、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶について、共通理解が図られているか、定期的に、管理職が教職員のチェックシート等により確認してください。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	17	P45	Ⅳ	No. 12 「他の教職員の体罰」だけでなく、不適切な指導、ハラスメントを追加する必要がある。	P 5 0 「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート」（教職員用）No. 12 において、「体罰」を「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
○教育動画の作成	1	1		息子の事件の的確な再発防止とする観点から、全ての教職員が視聴する必要がある。	生徒や保護者に加えて、全ての教職員も視聴することとし、「1 趣旨」の最後に「また、全ての教職員が視聴し、自らの行動や指導を振り返ることで、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶する。」と記載するとともに「3 視聴場面」において以下の記載を追加するよう修正いたします。 ＜教職員＞ ・コンプライアンス研修等の校内研修 ・部活動の担当者を対象とした研修等の県が主催する研修 →視聴後には必ず資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P 4 8 以降のチェックシートを活用し、理解度を確認する
	2	2		息子の事件の的確な再発防止とする観点から、認定事実等を事例として加える必要がある。	本事案を事例として加えて教育動画を作成することとし、「2 構成 ②事例」に、「・本事案に関する事例」と記載するよう修正いたします。
	3	2		「口頭での注意に従わない生徒」の記載は誤解を生むため、削除する必要がある。	「口頭での」を削除するよう修正してまいります。
○懲戒処分の指針	1			野球部監督への懲戒処分は、現行「懲戒処分の指針」では「停職3か月」と非常に軽いものであったが、新たな「懲戒処分の指針」では「免職」となるのか検証が必要である。	岡山操山高校の事案に関する処分は終わっているため、再度当該案件を新しい指針に照らし合わせることは行いませんが、同様の案件が発生した場合は、懲戒免職も含めて検討することとなります。
	2	P3	3	再発防止策としての一貫性を図るため、「3 ハラスメント」から分離・独立して「不適切な指導」の項目を設ける必要がある。	「4 体罰等」を「4 体罰・不適切な指導関係」とし、新たに（4）に不適切な指導に関する内容を加えるよう修正してまいります。
○継続的指導の実施	1	標題		誤解を避けるため「懲戒処分等…」を「懲戒処分・行政措置…」に訂正する必要がある。	標題を「懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱」に修正してまいります。
	2	1	目的	同上	ご意見を踏まえ、「1 目的」において、「懲戒処分等」を「懲戒処分又は教職員の行為を戒め、注意を喚起するために行う訓告、厳重注意等の行政措置」と記載するよう修正してまいります。
	3	2	対象者	息子の事件の的確な再発防止とする観点から「管理監督責任を負った者を除く」は削除する必要がある。	新たに「8 管理監督責任を負った者への継続的指導」の項目を追加し、管理監督責任を負った者に対して、「3 期間等」に準じ定期的に面談等を通じて指導することを明記するとともに、併せて、「2 対象者」にも管理監督責任を負った者について追記してまいります。
	1			息子の事件の的確な再発防止とする観点から入部・退部に関する規則を策定する必要がある。	P 5 「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」（1）の最後に、P 7 新たに「カ 学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、学校部活動の指導者は、本人の意思を尊重して入部や退部を行えるようにするとともに、特に退部の際には、退部に至った理由を十分に聞き取る。また、入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。

R6. 3. 15付け県教委再発防止策案（令和5年12月9日提供）に対するご遺族意見への対応

	ページ等		ご遺族意見		県教育委員会の考え方	
○岡山県学校部活動の在り方に関する方針	2	P3		再発防止策としての一貫性を図るため、ハラスメントの項目を別に追記する必要がある。	P 5「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」（1）適切な指導の実施 ア の内容を分割し、「イ 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和7年1月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。	
	3	P7	⑥	「特定の生徒に対して…」は、全員に行うのであれば、不適切な指導をしても良いという誤解を生むため、訂正する必要がある。	【体罰・不適切な指導・ハラスメントの許されない指導と考えられるものの例】を削除し、P 6にコーチング推進コンソーシアムのグッドコーチに向けた「7つの提言」を新しく記載してまいります。	
	1	表紙		本タイトルから誰もが「教師の不適切な指導等の再発防止策」と認識できるよう訂正する必要がある。県教委タイトル案では息子の事件の再発防止策としての趣旨が埋もれてしまう。	ご意見を踏まえ、本基本方針のタイトルを「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」といたします。	
	2	前文		「今後このような事案が起こらない」を「今後このような事案を起こさない」に訂正する必要がある。	ご意見のとおり再発防止策を修正してまいります。	
	3	前文		「再び悲しい事案が起こらない」を「再び悲しい事案を起こさない」に訂正する必要がある。	ご意見のとおり再発防止策を修正してまいります。	
	4	前文		「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント」は「許されない行為であり、不登校や自殺のきっかけになる」旨の記載が必要である。	ご意見のとおり、4段落目冒頭に「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することとなる許されない行為（※1）であり、不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけ（※2）になる可能性もあるため、」を追記し、「各校において、」以後の「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント」を「それらの」とするよう再発防止策を修正してまいります。 （※1）外部有識者からの意見も踏まえ、児童生徒の権利を侵害する旨を記載。 （※2）ご遺族からの更なるご意見を踏まえ、「不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけ」と記載。	
	5	前文		調査報告書の策定まで8年以上を要し、再発防止策の策定まで更に3年以上を要していることについて、教育長の思いを追記する必要がある。	ご意見を踏まえ、6段落目の冒頭に「本事案発生から調査報告書の完成までに8年以上かかった背景には自死の原因調査が適切に実施できなかったことや遺族の心情に寄り添った適切な対応ができなかったこと、第三者調査委員会の設置が遅くなったこと、教員が自死の原因になっているはずがないという思い込みなど、組織としての保身があったと考えており、さらに事務処理の遅れ等から再発防止策の策定までに3年以上もの長い期間が経過してしまったことを深く反省しています。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。	
	6	P4	I 3	「生活アンケート」の結果を用いた対応が遅いことへの具体的な再発防止が必要である。	P 4<教育相談体制を見直すためのチェックポイント>②にタイムリーな支援を行うよう記載しておりますが、P 3 6「【資料2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル」のうち、「6 アンケート実施後の対応」2つ目「・気になる児童生徒がいた場合、速やかに学年団・生徒課など関係職員と情報共有すること。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。	
	7	P5	II 2	本事案の自死のサイン「自分には存在価値がない」を追加する必要がある。	P 5 2（1）自殺のサイン 「・投げやりな態度が目立つ。」の次に「・自分には存在価値がないと思うようになる。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。また、併せて出典についても「生徒指導提要」等とするよう修正してまいります。	
	8	P8		出典根拠である文科省「背景調査の指針」を最初に記載する必要がある。	P 8「<第2編>自殺が起きてしまったときの対応」の冒頭に、国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）[概要]」の総論部分を記載するよう再発防止策を修正してまいります。	
	9	P10	7)	「学校活動の再開」のタイミング決定方法を具体的に記載する必要がある。	P 1 1「7)学校活動の再開」2つ目を「児童生徒に伝える内容や形態（全校集会にするか、クラス単位にするかなど）等について、遺族の意向を確認しながら検討し決定する。」と記載を修正するとともに、最後に「・部活動等の再開のタイミングは事案ごとに考慮すべき事項が異なることから、児童生徒の状況や遺族の意向を考慮しながら、県教委と連携し決定するとともに、いつどのような体制で再開する予定かを遺族に十分に説明する。」と追記するよう再発防止策を修正してまいります。また、「※「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省H22.3）の「6 学校活動」を参照」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。	

R6. 3. 15付け県教委再発防止策案（令和5年12月9日提供）に対するご遺族意見への対応

		ページ等		ご遺族意見	県教育委員会の考え方
○教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針	10	P11	(3)	基本調査の段階から子どもの自殺予防等に精通した専門家の支援が有効であるため追記が必要である。	P 1 1 「＜基本調査とは＞」のうち、P 1 2＜留意点＞の6つ目に「・子どもの自殺予防等に精通した専門家の支援を活用することも有効である。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	11	P12	(3)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	P 1 2 「・当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	12	P12	2)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	P 1 3 「当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	13	P13	3)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	P 1 3 「当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	14	P13	4)	予断のない調査を実施するため、調査を担当するメンバーは事件との関係性がない職員に訂正する必要がある。	P 1 4 「・聴き取りを行う中で、当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査の途中であっても当該教職員は調査を担当するメンバーから外す。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	15	P13	4)	「情報管理の不備」への再発防止の記載が必要である。	P 8 「（2）対応の流れ」＜留意点＞」の2つ目に、「・情報管理を厳重に行い、個人情報等の取扱いに関する校内ルールを確認した上で、徹底を図る。特に、書類等の扱いについては厳重を期し、管理職は職員の情報の取扱いについて注意する。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	16	P14	2(1)	「県教委チーム」の検証や誰もが理解できるよう記載する必要がある。	過去の実績やその結果等を踏まえて検証した結果、「県教委チーム」の派遣に際しては、学校等において重大事故等が発生した際に岡山県教育委員会危機管理対策本部の本部長である教育長が、適性等を踏まえてチーム員となるべき職員を指名しますが、事案に応じて、適切な対応が行える者で構成されるようその都度判断することとしており、今後も「県教委チーム」の活用が適切だと判断したところです。なお、県教委チームは本方針に「対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。」と記載しており、県教委から派遣されることやその役割が理解できると考えております。
	17	P14	2(2)	「児童生徒に係る重大事件が発生した場合の緊急危機支援実施要綱」の検証が必要である。	毎年度、緊急危機支援チーム連絡調整会議を開催し、対応等の検証を行っており、児童生徒に係る重大な事案が発生した場合、様々な事案等に関する情報や経験を有する所属が中心となり、公認心理師等外部の知見も適切に活用しながら迅速に対応する必要があることから、今後も当要綱に基づいた対応が適当であると考えています。
	18	P14	2(2)	「緊急危機支援チーム」の検証や誰もが理解できるよう記載する必要がある。	過去の実績やその結果等を踏まえて検証した結果、「緊急危機支援チーム」の派遣に際しては、児童生徒に係る重大な事案が発生した際に人権教育・生徒指導課長が、適性等を踏まえてチームを構成しますが、事案に応じて、公認心理師等外部の知見も適切に活用しながら適切な対応が行える者で構成されるようその都度判断することとしており、今後も「緊急危機支援チーム」の活用が適切だと判断したところです。なお、緊急危機支援チームは本方針では「児童生徒の心のケアの支援」に位置づけており、その役割が理解できると考えております。
	19	P14	2(4)	「全ての事案」では曖昧であるため、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件」と訂正する必要がある。	P 1 1＜基本調査とは＞の部分に、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として」と記載しております。それを踏まえてのP 1 5（4）「詳細調査への移行の判断」であり、国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」と表現を合わせていることから修正いたしません。
	20	P15	2(4)	「遺族から要望がない場合」では曖昧であるため、「遺族がこれ以上の調査を望まない」に訂正する必要がある。	ご意見のとおり「遺族から要望がない場合」を「遺族がこれ以上の調査を望まない」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。（P 1 6）
	21	P15	2(4)	「アンケート調査等の詳細な調査」だけでなく「詳細調査」を提案すべきであるため訂正が必要である。	「アンケート調査等の詳細な調査の必要性」を「アンケート調査や詳細調査を実施する必要性」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。（P 1 6）
	22	P16	1)	調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる旨の記載が必要である。	P 1 6 「1）調査組織（調査委員会）の構成」の1つ目の「調査委員会の構成については、」の後に、「当該調査の公平性や中立性を確保する必要があるため、」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	23	P16	1)	調査の公平性・中立性を確保するため、「事務局」の構成員は事件との関係性がない職員とする追記が必要である。	P 1 6 「1）調査組織（調査委員会）の構成」2つ目に「・事務局は、県教委に置く。事務局の構成員は、事案との関係性がない職員とする。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	24	P16	1)	「調査組織」の設置に時間を要する場合にアンケートや聞き取りを先行する旨の記載が必要である。	国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を踏まえて、P 1 7「＜留意点＞」の最後（P 1 8）に「・県教委は、学校からの基本調査の結果の報告を受け、詳細調査への移行を判断する際にあわせて、詳細調査の組織の設置までに更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。

	ページ等			ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	25	P17	3)	アンケート様式は平常時から備えておくべきであるため、追加作成する必要がある。	個々の事例により異なる部分もありますが、基本的には、P 4 5 「【資料 7】基本調査の聴き取りフォーマット」の聴き取り項目をもとに作成することとし、P 1 8 <アンケート調査の実施> の2つ目を「・アンケート様式は、各学校が4 5 ページに掲載している聴き取りフォーマットの聴き取り項目をもとに作成し、平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	26	P18	3)	児童生徒が不利益を被らない形で回収できるようにするべきであるため、追記が必要である。	P 1 8 「<アンケート調査の実施>」5 つ目に「・回収方法については、児童生徒が不利益を被らない形で回収できるように配慮する。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	27	P20	6)①	(内容例) の項目について、本事案調査報告書等を参考に再修正・修正が必要である。	P 2 1 国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」の記載例を掲載するよう再発防止策を修正するとともに、県ホームページに掲載している本事案における第三者調査委員会調査報告書のホームページアドレスを記載してまいります。
	28	P21	(6)	再調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる旨の記載が必要である。	P 2 2 「(6) 再調査(第三者調査)の実施」の二つ目に記載済みであることから修正はいたしません。
	29	P22	(7)	「国にも報告書を提出する」根拠を追記する必要がある。なお、報告書が完成する前に国に報告する場合についての追記が必要である。	国にも報告書を提出する根拠として、P 2 2 「(7) 報告書の提出」に「「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について(R5.3文科省事務連絡)に基づき、」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。また、報告書が完成する前に国に報告する場合については、P 1 4 「2 県教育委員会の対応」のうち、「(1) 事案発生直後からの関わり」4 つ目(P 1 5)に「・自殺等の重大な事案が発生した場合は、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について(R5.3文科省事務連絡)に基づき、速やかに指定様式により国に報告する。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	30	P32		「学校生活アンケート」の結果は速やかな再発防止等に繋げるため、公表が必要である。	個別のアンケート結果は、個人情報に配慮することが欠かせないことに加え、部分的にでも公表を前提とすると児童生徒は率直な回答ができなくなる懸念があることから、公表はしませんが、アンケートを迅速に集計するとともに、結果内容を複数でチェックし、悩みや気になる回答等があった場合には、学校全体で迅速に対応するなど、適切に処理できるよう徹底してまいります。なお、再発防止策の検証に係る県全体のアンケート結果の概要等については公表したいと考えております。
	31	P32		「学校生活アンケート」は児童生徒が不利益を被らない形で回収できるようにする必要がある。	P 3 6 「【資料 2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル」に新たな項目「4 実施方法」として「記名の有無、封書やオンラインによる回答など、各校の実態に応じた実施方法とすること。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	32	P32		児童生徒に教育する観点から、パワーハラスメントの定義の説明を加える必要がある。	P 3 9 (2) にパワーハラスメントの説明を記載するよう再発防止策を修正してまいります。
	33	P32		「セクシャル・ハラスメント」は「セクシャルハラスメント」に訂正する必要がある。	P 3 6 【アンケート項目】「1 体罰・不適切な指導・セクシュアル・ハラスメントについて」をP 3 9 「別紙「学校生活アンケート」の記入に当たって」に合わせて「1 体罰・不適切な指導・ハラスメントについて」に修正することに伴い、「問 1」についても同様に修正してまいります。
	34	P32	問1	複数回答を想定しP 3 4 の項目にある・なしを回答できるように訂正する必要がある。	P 3 9 に記載している【不適切な指導やパワハラ の例】及びP 4 0 【セクハラやわいせつ行為等の例】に挙げている項目を選択肢とする回答形式に修正してまいります。なお、体罰に該当するかどうかは諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断することとなるため、P 3 7 アンケート項目は「肉体的・精神的な苦痛を与える行為(強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど)」と整理しており、生徒に分かりやすくするための観点から、P 3 9 体罰の例として資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P 2 ～3 に記載している例を追記してまいります。
	35	P32	問2	複数回答を想定しP 3 4 の項目にある・なしを回答できるように訂正する必要がある。	P 3 9 に記載している【不適切な指導やパワハラ の例】及びP 4 0 【セクハラやわいせつ行為等の例】に挙げている項目を選択肢とする回答形式に修正してまいります。なお、体罰に該当するかどうかは諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断することとなるため、P 3 7 アンケート項目は「肉体的・精神的な苦痛を与える行為(強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど)」と整理しており、生徒に分かりやすくするための観点から、P 3 9 体罰の例として資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P 2 ～3 に記載している例を追記してまいります。
	36	P33	問3	対象は「体罰」だけでなく、「不適切な指導、ハラスメント」を加える必要がある。	ご意見のとおり「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。(P 3 7)

	ページ等			ご遺族意見	県教育委員会の考え方
	37	P34	(1)	「体罰」には、肉体的な苦痛だけでなく、精神的な負荷を課すものも含まれるため訂正が必要である。	P 3 9「肉体的・精神的な苦痛を与える行為（強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど）」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。また、生徒に分かりやすくするための観点から、体罰の例として資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P 2 ～ 3に記載している例を追記してまいります。
	38	P34	(2)	【不適切な指導の例】は、訂正後の①資料P 3、 4と整合させる必要がある。	【不適切な指導の例】は、資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に記載がある内容と整合させ、【不適切な指導やパワハラ の例】とするよう再発防止策を修正してまいります。（P 3 9）
	39	P34	(2)	児童生徒に教育する観点から、パワーハラスメントの定義の説明を加える必要がある。	P 3 9「別紙 「学校生活アンケート」の記入に当たって」の「○ 体罰・不適切な指導・ハラスメントの定義、留意点等」（2）に「パワーハラスメント」に関する記載を追加するよう再発防止策を修正してまいります。
	40	P35		「遺族への弔問」において、基本調査だけでなく背景調査の全体像を伝える必要があるため、チェック項目を追加する必要がある。併せて、遺族に背景調査の全体像を伝えるための資料作成があらかじめ必要である。この資料に文科省「背景調査の指針」等の必要なQRコードを明示する必要がある。	チェックリストについては、表題を「初期対応チェックリスト」とし、「遺族への弔問」の検討事項3つ目を「□ 基本調査の整理、報告の時期、その後の詳細調査の流れ等」と修正するとともに、新たにP 4 4に「【資料6】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について」として、詳細調査までの流れを記載したご遺族へ渡すための資料を追加してまいります。また、P 9「3）遺族への関わり」の5つ目に「4 4 ページに掲載している【資料6】「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について」も活用し、背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成されており、その実施に当たっては、調査の趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、国の指針に基づいて行うことを遺族に丁寧に説明する。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
<再発防止の検証>	1	1		「適切な部活動が実施されている」との検証事項があるが、部活動だけでなく学校内活動を全て網羅できるよう訂正する必要がある。	「1 状況調査の方法（案）」検証事項において、「部活動を含む学校教育活動が適切に実施されている」に修正してまいります。なお、当項目については、学校に新たな調査までは行いませんが、教職員及び生徒調査において、多面的に状況を把握し検証してまいります。